

第18回世田谷区農業委員会総会

日：平成31年1月31日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

第18回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成31年1月31日（木）午後1時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、池亀宏、田中宏和、荻部嘉也、
田中光男、橋本隆男、永井潔、山崎義清、高橋敏昭、佐藤満秀、上野博、渡
邊武彦、森安一、三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、諸星養一、真
鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美
都市計画課長 佐々木 康史、都市計画担当係長 柿澤 顕司

午後 0 時58分開会

事務局 ただいまより第18回世田谷区農業委員会総会を開催いたしたいと思います。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 それでは、議事に入ります前に、全員出席されておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の署名委員ですが、上野博委員と森安一委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、特例として次第5の協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて及び次第6の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更についてから始めたいと思います。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。例年、該当する地域の農業委員の皆様におかれましては、現地調査にご協力いただいているところでございますが、本日の協議事項の(1)でお手元の資料No.5にございます生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについてということで、今年度におきましても引き続き農業委員の皆様をお願いのために本日、都市計画課の職員にご出席いただいたところでございます。合わせて、昨年7月30日に開催された本総会において農業委員の皆様にご協議いただいた報告事項の(1)、お手元の資料No.9になります東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告もされたいということで本日ご出席いただいたところでございます。

都合により議事の順序を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様のご同意をお願いいたします。

高橋会長 今、事務局から説明がありましたが、この件について世田谷区都市計画課職員の2名の出席と発言することをご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 異議なしとの発言がありましたので、都市計画課長の発言を許可いたします。よろしく願いします。

都市計画課長 本日は、出席と発言についてお許しいただきまして、ありがとうございます。

本日は、生産緑地地区に関しまして、協議事項と報告事項が1点ずつございます。

初めに協議事項ですが、資料No.5をご覧ください。生産緑地地区の追加指定に当たりましては、都市計画法、生産緑地法、世田谷区生産緑地地区指定要領及び世田谷区生産緑地地区指定要領細目に基づき、審査、指定等を行っております。来年度の追加指定の本申請に先立ちまして、相談を受けた農地の調査、立ち会いについて、今年度も生産緑地地区として適正に管理されているか等、専門家の立場からご助言いただきたく、ご協力をお願いに参りました。

(都市計画課から、資料に基づき説明)

続きまして、報告事項でございます。今度は資料No.9をご覧ください。

昨年7月の農業委員会総会におきまして、意見照会をさせていただき、回答をいただきました本年度の生産緑地地区の変更につきましては、8月から9月に都市計画法に基づく都市計画案の公告、縦覧を行いまして、11月の世田谷区都市計画審議会への諮問を経て、11月20日に都市計画変更の告示を行いました。

資料の内容につきましては、7月の総会のとおり同じ内容でございますので、割愛させていただきます。

以上、協議事項と報告事項についてご説明させていただきました。ありがとうございました。

高橋会長 ありがとうございました。ただいま協議事項(1)と報告事項(1)について説明していただきました。

それでは、協議事項についてのご意見、報告事項についてのご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいでしょうか。意見がないようですので、協議事項(1)は本依頼の内容のとおり進めることを承認するというのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、承認をすることといたします。

また、報告事項(1)については、都市計画課の皆様には今後とも区内農地の保全のためにお力添えをいただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、都市計画課の皆様、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

[都市計画課職員 退室]

高橋会長 それでは、通常どおりの議事進行に戻ります。

次第4の議案の審議に入ります。

今回は(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、農地法第5条は2件となっております。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.1をご覧ください
できればと思います。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-4-11。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-1に移ります。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-20。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、裏面をご覧くださいできればと思います。資料No.2-2でございます。

受付番号30-5-21。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問がありましたらお願いいたします。

田中(光)委員 No.1の建物についてお聞きします。

事務局 (事務局より届出内容について詳細を説明)

以上でございます。

高橋会長 よろしいでしょうか。ほかにないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが2件ございます。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 調査されました永井委員、結果の報告をお願いいたします。

永井委員 それでは、報告いたします。

1月16日、事務局2名と現地に参りました。そして、相続人であります さん立ち会いのもと、調査させていただきました。その結果、畑については、もうちょっと管理してもらいたいなと思いました。秋野菜が終わって片づけがちょっと終わっていなかった部分がありました。また、畑に自分の家の貸し家のごみ箱が置いてあったものですから、それはいかがなものかと。いわゆる生産緑地に農作業用のハウスとかそういうものであればよろしいんですけども、自分の家の貸し家のごみ箱を置いておくというのは、できれば早く撤去して下さいと。本人にしてみれば、ごみ箱を置くのは当たり前だと思っていたようなんですけれども、改善するように一言申し上げておきました。

作物についてなんですけれども、ニンジン、ブルーベリー、キウイ、キャベツ、コマツナ、ボケとかフキが作付されておりまして、今の時期、1月なので、そんなに手を加えなくても畑らしい格好になっているかなと感じておりました。そしてあと、販売先なんですけど、全て自分の家で無人販売、自家販売ということでございます。

やはり、先程も申し上げたんですけれども、もうちょっと管理していただきたいと話してございますので、ご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 1月21日に事務局2名と一緒に見てまいりました。さん立ち会いのもと、農地を拝見させていただきました。植わっているものは、梅と柿。手入れは済んでおりました。切ったものは下にまだ落ちておりましたけれども、これは順次片づけるということで、あと、野菜は大根とかネギとかコマツナが植わっておりました。畑の状況は、それなりにきちっとできていたかなと思います。労働は、さんとさんとさんの3人だそうです。作ったものは庭先販売をしているということでございます。畑はまあまあ良好だと思います。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました池亀委員、結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 1月18日に事務局2人と一緒に現地を確認いたしました。

平米数にあるとおりに5反弱でかなり大きな畑で、間に畦畔が通ってしまっていて、その反対側の地番が市になってしまっていて、そちらの方にもまだ2反ほど隣接して、かなり大きな畑でございます。今の時期ですので、ネギですとか白菜、ブロッコリーあたりが少し

残っている程度で、あとのものはもう取り終わっているということでございます。相続人の さんがお父様で、その息子さんが主になって農作業をやられているそうでございます。販路ですけれども、自宅の前方の即売のところでは売っているのと、ファーマーズマーケットに出荷して野菜は売っているそうで、市場出しはしていないそうです。畑の状態なんですけれども、広くて大変だろうとは思いますが、かなり良好な状態で、これと比べて申し上げることはないような状態でございます。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。

それでは、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-4をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました苅部嘉也委員、結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 1月21日に事務局2名と現地を調査いたしました。相続人である さんに立ち会っていただきました。 さんは野菜を中心に1人で畑をやられていて、畑の3分の1ぐらいはミカン等のかんきつ系が植わっておりました。この時期なので、畑は、ほとんどなかったんですけれども、春夏野菜に向けての準備等をされておりまして、大根、ネギ等が少し植えてありました。収穫した野菜は畑での直売がメインで、ほかには、近隣の幼稚園のサツマイモの定植、収穫等の体験もされているそうです。肥培管理に関しては全く問題はありませんでした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

5件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-5をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件を調査されました池亀委員、結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 同じく31年1月18日に事務局2人と一緒に現地を確認いたしました。立ち会いは息子さんの さん、お母様から相続をなさっていることと思います。畑の状態は、もう1月、この時期なので、ほとんど品物は残ってなくて、あとは片づけるものが多少残ってまして、それは順次、片づけていきますということで、草もそんなには目立ったほどはないですし、まあまあ状態かと思えます。販路は、その畑の横の直売のところまで売っているそうです。多少、カラー合板、カゴだとかが置いてありましたけれども、その上に物置だとかそういうものはないので、その辺は問題ないと思えます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。それでは、ご意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

最後に6件目に入りますが、こちらの案件は、農業委員である 委員の同居の親族か

らの証明願となっております。農業委員会に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中は退席していただきます。よろしく願います。

〔 委員 退席 〕

高橋会長 それでは、6件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より申請内容などについて説明）

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました森委員、結果の報告をお願いいたします。

森委員 報告いたします。

1月21日月曜日、相続人の さんと さん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査いたしました。農業経営は、相続人の さんと息子さんが行っています。農作物は、コマツナ、シュンギク、ブロッコリー、カブ、大根、白菜等が畑にありました。販売方法は、自宅の庭先での直売ですが、そのほかにたくさんできた場合には市場出荷をしています。肥培管理については、作物が植わっている以外の畑は草取りがされ、片づけられました。肥培管理は良好でした。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

高橋会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成ですので証明書を発行することといたします。

それでは、 委員に入ってください。

〔 委員 着席 〕

高橋会長 次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。2件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 1をご覧くださいければと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 調査されました永井委員、結果の報告をお願いいたします。

永井委員 それでは、報告させていただきます。

1月12日、 さん、相続人立ち会いのもと、現地調査をさせていただきました。現地につきましては、区画整理が全てもう終了しておりまして、農地も残ってはいるんですが、結構宅地に建ち始めているという状態でございます。そしてあと、亡くなられた さん、母親なんですけど、数年前から体調を崩されて、施設に入所されていたということでございまして、名義人はいなくとも、相続人であります さんが今まで一生懸命やっております、よくやってこられたなと思っております。

そしてあと、紛争の有無についてなんですけど、先程申し上げましたように、区画整理が終わってまだ10年たっていないくらいなものですから、境界の標示も道路も非常にしっかりしておりますので、全く問題ありません。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、2件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 2をご覧くださいければと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 調査されました三田浩司委員、結果の報告をお願いいたします。

三田委員 1月11日に現地で、 さん立ち会いのもとで調査をまいりました。ま

ず、　　さんが亡くなる直前まで、ほぼ毎日畑に出て耕していたところでありますので、
　　さんが主たる農業従事者であったことには違いございません。それから、小作関係も
ここの土地に関してはございません。そして、申請地に係る紛争の有無は、土地がほかの
畑と自宅の間にありますので、これに対しては境界等の紛争は全くない状況です。

以上です。

高橋会長　ありがとうございました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

高橋会長　よろしいですか。では、意見がないようですので、採決させていただきます。
証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長　ありがとうございました。全員賛成のようですので、証明書を発行すること
といたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。
す。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)は終了しておりますので、(2)の平成31年3月の総会日程（案）についてを協議しま
す。

それでは、事務局から説明願います。

事務局　それでは、お手元の資料No.6、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程につい
て（案）をご覧くださいければと思います。

次回の総会開催日時につきましては、2月25日月曜日午後3時から、会場は区役所三軒
茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。

3月の開催日時につきましては、3月28日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎
5階第5委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長　何かご質問はございますか。

（「なし」の声あり）

高橋会長　それでは、この日程案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

高橋会長　では、開催案のとおり決定といたします。

次に、(3)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7-1をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回12月26日に開催されました農業委員会総会にて、主たる従事者証明に基づいて農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はなしと結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、資料を説明させていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

それでは、続きまして資料No.7-2に移らせていただきます。こちらも内容は一緒でございます。重複する部分については割愛させていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について質問はございますか。

高橋(良)委員 資料 7-1について、平米当たりの単価がすごく安いのと、裏側の図面を見ると、接道しているのかしていないのか分からないんですけども、何か理由があればお聞かせ願いたい。

事務局 裏面の地図を見ると、現状では接道していません。ただ、別の所有者が所有する隣地と一体で生産緑地に指定されておりました。今回、買取り申出をするに当たって、今現在、当該地は接道できるように手続を進めているところでございます。

高橋(良)委員 接道して、ちゃんと買取りができるような状況にするために、現状はということですね。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

高橋会長 ほかに質問はございますか。なければこの件は終了といたします。

最後に、(4)の平成30年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び平成31年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.8をご覧くださいと思います。平成30年度世田

谷区農業委員会活動計画の評価及び平成31年度世田谷区農業委員会活動計画（案）についてのご協議をお願いします。

まず、裏面をご覧くださいと思います。こちらに記載されておりますのは、平成31年度活動計画の案でございますけれども、先月の総会でもお話しさせていただいたところでございますが、30年度の内容についても全く変更はないというところはまずご承知いただければと思います。こちらの計画に基づきまして、今年度、農業委員の皆様にご活動を行っていただいております。

それに基づきまして、表面にお戻りいただければと思いますけれども、こちらの活動計画に基づいて平成30年度の活動を行っていただいているところでございますが、平成30年度の活動計画の評価につきましては、今年度の活動計画に基づき評価の案を作成させていただいたところでございます。裏面の平成31年度活動計画（案）とともに、2月発行の営農だよりに掲載する予定でございます。詳細な説明につきましては割愛させていただきますが、後程内容をご確認いただければと思います。

なお、表面の評価の6、農地情報の整備について補足説明させていただきますと、毎年8月に区内の農業者の皆様にご協力いただいております農家基本調査の集計結果につきましては、現在、集計中でございます。集計でき次第、来月の総会において皆様にもその結果について情報提供させていただく予定でございますので、ご承知いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 何か質問がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

高橋会長 ないようですので、協議事項は終了いたします。

続きまして、第6の報告事項に移ります。

(2)から(5)について、事務局から説明願います。

事務局 まず、お手元の資料No.10をご覧くださいと思います。一般社団法人東京都農業会議『平成30年度農業功労者表彰』受賞者の決定についてでございます。

昨年11月に開催されました農業委員会総会において、『平成30年度農業功労者表彰』について、JA世田谷目黒の職員の方々のご協力のもと、委員の皆様にご協議いただいた上で、東京都農業会議に推薦した結果、このたび、資料のとおりとなりましたので、皆様にご報告させていただきます。

なお、受賞者につきましては、2月20日金曜日、昭島にて開催される第60回東京都農業委員会・農業者大会の記念行事において感謝状が授与されることになっています。

続きまして、今度は資料No.11に移らせていただきます。第60回東京都農業委員会・農業者大会の開催についてのご案内でございます。

まず、こちらを1枚おめくりいただいて、開催の要領、内容について説明させていただければと思います。

1の趣旨でございます。平成28年4月に施行された改正農業委員会法におきましては、農業委員会の業務を重点として、農地等の利用の最適化の推進が明確にされるとともに、農業委員の選出方法が変更され、農地利用最適化推進委員が新設されたところでございます。こうしたもと、農業委員会系統組織におきましては、期待される活動を推進するための体制強化に取り組んできたところでございます。

東京農業をめぐる状況としましては、都市農業に関しましては、特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法の施行を受けて、農地保全のための徹底した周知活動が開始されているところでございます。

こうした情勢のもと、貴重な農地を守り、活用を促進する活動を初め、担い手の確保、支援や農家の意見集約、現場への情報提供活動、要望の実現に向けた運動等、農業委員会系統組織に求められる機能や役割は大変重要になっています。

そこで、東京都内の農業委員、農地利用最適化推進委員並びに農業者が一堂に会し、今後の東京農業の発展に向けた運動の大きな一致点を築くため、東京都農業委員会・農業者大会を開催するという趣旨でございます。

2、内容、開催日時につきましては、来月2月22日（金）の13時から17時までということで、昭島市のKOTORIホールにて開催されます。

また、表紙にお戻りいただきまして、世田谷区農業委員会が参加目標数を掲げられていると同時に、2の参加案内の(1)にありますとおり、農業委員は全員参加を目標にご案内下さいとご案内いただいているところで、ご都合のよろしい農業委員の皆さんにつきましては、ぜひご出席をいただければと思います。

最後の前のページに、ご旅程表ということでお示ししているものがございます。皆様ご自身で単独で行っていただくということではなくて、こちらでバスを用意して皆様一斉に会場に向かっていただくということでの行程表をお示ししております。こちらに書かれておりますとおり、各農協に回らせていただいて、皆さんお集まりいただいて会場に一斉に

行きます。終わった後、4時半から5時を予定しておりますけれども、また一斉にバスに乗っていただいて、各JAに回らせていただくことを予定しています。

合わせて、例年なんですけれども、千歳烏山駅にもお寄りする予定でございますので、降りていただいても結構です。

各所におきましては10分ぐらい前までにはご集合いただければということをよくお願いいたします。

1ページ前にお戻りいただいて、農業委員の皆様の一覧を書かせていただく中で、本日、出欠についてまずご確認をさせていただければと思っております。この時点でもう2月22日は欠席という方につきましては挙手をよろしく願います。

(3人挙手)(以下質疑応答)

それでは、当日、一日がかりの行動になりますけれども、何卒ご出席いただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

資料No.11につきましては以上でございます。

続きまして、今度は資料No.12に移らせていただきます。ふれあい農園「花栽培農家で寄せ植えづくり」の開催についてでございます。

今回につきましては、上祖師谷のほのいち農園にて開催される中で、開園日時、参加費、申込方法についてはご覧のとおり、ご確認いただければと思います。なお、周知方法につきましては、2月1日発行の区のおしらせ、区のホームページでご案内します。

続きまして、今度は資料No.13に移らせていただきます。野菜づくり講習会参加者募集についてのご案内でございます。

今回につきましては、喜多見にある次大夫堀自然体験農園が1つ。また、瀬田にある瀬田農業公園(分園)について参加者募集を行います。内容、対象者、日時、受講料、募集人数につきましては記載のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、2月1日発行の区のおしらせ、区のホームページにて周知します。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。何か質問はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないですね。

では続きまして、次第7のその他の事項に移ります。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、次第7のその他の事項に移らせていただきます。市民農園視察結果

ということで1つ議題として上げさせていただきました。

冒頭、会長からもご説明がありましたとおり、先日の農業委員会総会でも案件として上がりました都市農地貸借円滑化法に伴う特定都市農地貸付けに関しまして、生産緑地、納税猶予適用地において、事業者は市民農園を開設されたいという案件審査で、皆さんよりご要望がございました、開設者、借受人と農業委員会との意見交換会を本日午前中に行ったことをご報告いたします。

(事務局より概要について説明)

では、会長、進行をお願いします。

高橋会長 納税猶予適用地でもある圃場ですので、課題もたくさんあるかと思います。そこで、一緒に行っていただいた方、お一方ずつ、感想または、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、菅沼委員からお願いいたします。

菅沼委員 問題になったのは、皆さんと同じだろうと思いますけれども、トイレに水道管が引いてあって、下水管まで引いてある。見た目は簡単に取り外しできる簡易トイレなんですけれども、中身はちゃんとした本設のトイレです。

それから、やっぱり皆さんの農地と同じように、流しだとか、それから農機具置場ですよ。この農機具置場は、シャベルから何から全部道具を持ってきて、農地をやるときに何にも要らないで来る、そこで全部間に合うというふうになっていますので、やっぱり農地としては、こういう畑においてはいかなものかなと思います。

真鍋委員 今のことで、相続税納税猶予を受けた農地の中にそういう施設がある。今、同時並行で税務当局と相談しているという話がありました。その動きが見えていませんが現在既に設置されているということで、どういう税務当局の判断が出るのかなど、今後の前例になりそうで、大きな問題だなと思いました。

それから、農業指導の方は週に4日と言っていますね。それと、管理する人が常時いるのかどうか分らなかった。そうじゃないと、勝手に入って、勝手に持ち出してどうこうという管理体制はどうするのかというのは、私は現地に行ったんだけど確認できなかった。全部埋まると3000万円になるけれども、そういう人件費なりなんなり結構かかるのかなというのがちょっと分からない。ただ、私は農業指導する人が常時いるものだという先入観があった。今日の説明では、週に4日、半日しかいない。土日は一日中。あとは誰がいるのか。あれだけの設備を置いていたら、みんなシャベルを持ち出してしまった

りする懸念があります。そういうのをどうするのか。管理する人はいるのかというのが疑問でした。

どっちにしても、税務当局がどう判断するのか、注目したいと思います。

以上です。

諸星委員 私も参加させていただきました。問題の納税猶予の件についてですが、下高井戸駅から歩いて5分ぐらいということで、まさに住宅地ですね。本当に恵まれた住宅地の中でかなりの広さの農地でした。開設者は、同様な農園を開設する中で、苦情等の問題はないとはっきりおっしゃっていましたが、本当に滞りなく開設することが可能なのかどうかはやっぱりオープンして見ていかないと本当に分からない問題だなと私も感じたところです。まさにこれからそうした課題が世田谷の中でも出てくるだろうなと改めて痛感したなというのが私の実感しているところでございます。

高橋（良）委員 今日行ってみて、先程から問題になっている、生産緑地で納税猶予の適用地にこういったものができるということで、質問もいろいろしてみたんですけども、最終的には、農協を通して税務署とかその辺の確認を行っている最中だということで、まだちゃんとした結論は出ていないんですね。

先程から言っているように、トイレがあったり、道具を置くビニールハウスがあったり、それから休憩所は、納税猶予地で我々が今までやってきた中では完全に認められなかった。それが今、とりあえず既に設置されている状態で、税務当局と確認を今平行して進めているということなので、その辺の結果が分かったら、早目に農協を通して、それから、農業委員会にも報告して欲しい旨伝えました。

もう1つ、こういう住宅街にある農園の区画で、100何十区画あると思うんですけども、普段来るのは大体五、六組ぐらいで、今まではそんなに問題になってないという回答でしたが、多分、今回の住宅地の中で割と便利のいいところになったら、もうちょっと増えるんじゃないかなという気がします。その中で、例えば近隣住民からの苦情だとかがあって、いろいろ問題になってくると、今後も差し支えが出てくるだろうし、法的な問題もそうだし、周りの住民ともうまく共存していかななくては発展はないだろうし、その辺が今後気になるなというところです。それから、法的なものは必ずクリアしないと、自ら耕作する者は、納税猶予で大変苦労しているはずなんですね。正直者がばかを見るような世界だとまずいので、そこのところはきちっとしてくれという話はしてきたつもりなんですけれども、その辺が一番気になったところです。

以上です。

佐藤（満）委員 未調整で明日より開園する形でしょうが、税制にしても、近隣地域の住民等から起こってくる苦情だとか、いろんな問題が出てくると思うんですけれども、それは今回に限ったことじゃなくて、各地で今回の開設者だけじゃなくて、こういう形で貸借に移行していく地域もいろいろあると思うんですけれども、いろんな苦情が起こってくる可能性があると思うんです。そういう場合は、これは世田谷区だけということではなくて、国が決めた定めですので、全体的にそういった苦情があれば、下から突き上げて、こういう問題があるということで、逆にもう1回国で見直してもらおうとか、そういった形で考えて、いい方向に対処して善処していくということが必要じゃないかと思いました。

今、納税猶予は確かに問題だろうと思うんですけれども、もっといろんな細々とした問題が出てくる可能性もあるので、そういうことも今後検討していく必要があるんじゃないかと思いました。

山崎（義）委員 私は1つだけ不思議に思っていて、前から農協が関与というお話が出ていたと思うんですが、土地の貸借契約書では農協が開設者で、貸付協定が開設者と世田谷区長と土地を貸す人が3人でやっている。これが不思議だなと思っていたんですが、実はお金の動きは間違いなく開設者から土地を貸す人に直接契約ということで、そこでは、農協は出資している訳じゃないと。お金の動きとしては、間違いなく借り側と貸し側が動いているということでしょうか。

あと、法律の中の40日働く、働かないで、貸主を雇うのかなというのが1つ疑問だったので質問したんですが、その辺ははっきりしていないようでして、間違いなく貸主を雇うとか、見張り役にするなどという部分も決まっていないような、明確ではありませんでした。私が思っているのはそんなところです。

あともう1つ、アクセスがこの道路だけなんですよ。周りは全部道路かなと思ったら、入り口のところしか道路がないという状態なので、本当に始まったら多くの人たちがこの1本の道路で入ってくるというやり方なので、すごく広い土地に大変だなとは思いますが、後から何か問題が起きそうな想像はできますが、今のところは分かりません。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。借り手と貸し側は本人たちで、農協は貸主の代理人をしているだけですから、金銭的な関与はしていないと思います。

これは私も思いましたけれども、写真にもありますけれども、納税猶予地にこんないる

いろなものを建てる。大体おかしいと思いますが、判断は我々ができないんです。これが一番問題だと思います。農業委員がだめと言う訳にはいかないでしょうが、いいとも言えないんですけれども、そういう法律がないので、判断ができない。本当はこれを何とかしなければいけないんですが、そう簡単にはいきません。結局、我々のやることはなんだろうということですよ。私たちはこういうことにならないように、農地は、やっぱり病気とか体が動かなくなった方以外は人に貸すのはよしましょうということ周りの農業者の方々に、言うべきだと思うんです。だからといって、これをやったら何か罰則があるということはないんですけれども。

農業は自分でやりましょうよと、できるだけ言っていただきたいんです。人にやらせたのは農業じゃない。農地を使って農作物をつくるというのは、農家だからやるんです。工業、商店の人はそんなことはしません。そういうことを伝えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

穴戸会長職務代理者 皆様が言われていることは、私たちも疑問に思うところがございます。東京都で、同じ納税猶予を受けた土地の貸借で開設者がこれからやる場所は、市、市、それと今日見学した3カ所とっております。今まで税制面で問題はなかったと言われ、実際に納税猶予を受けた土地を開設者がこれから進めていく訳です。問題はこれからのことなので、私たちも意見を言っておきましたが、私たちも国会議員を通じてでも構いませんが、今、私たちがどう思っているかということをもっと訴える。私たちが言うというのはなかなか難しいんですが、一生懸命やっている農業者の考え方を、こういうことを言われているんだという形でもっとお話しすることも1つ大切なことじゃないかなと感じました。

私たちは今日言われたことしか今は言えませんが、今後税務署なりの回答が出ると思われます。それを見守って行って、農業者が今まで一生懸命やったものがこれからも続くよう私たちも応援することが農業委員の仕事かなと感じてきました。

以上でございます。

高橋会長 何かご意見がありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 今日見て思ったんですけれども、こういう形でやると、金もうけができてしまうんですね。例えば今、区が区民農園として開設しているところは、宅地化農地として、税金だけ免除で、ただで貸しているみたいなものじゃないですか。それが、もしこの農地所有者が、一度返してもらって、宅地化農地になっているのを生産緑地に変えて

それを貸して市民農園にすると、区としては立場がなくなってしまう訳ですよ。でも、返せと言ったら返さざるを得ないでしょう。だから、それをすごく気を使ってこれからやっていかないと、多分そういう人は何人か出てくると思うんです。

この前のも、法律がはっきりしないから一度宅地化農地にして、区民農園にするという案件がありましたよね。その人は、こっちの方がいいじゃないかと。例えば2年、3年たって切れたときに変えますよとなった時にどうなるかというのがすごく大きな問題になってくるんじゃないかなと思うんですよ。だから、区としての立場というか、その辺もすごく重要になってくるんじゃないかなという気がします。

佐藤（治）委員 生産緑地で納税猶予を受けていない土地は随分ありますよね。それを区が借りて区民農園を開園していくということはあるんですか。

事務局 選択肢としては当然ございます。難しいところは、やっぱり賃料の問題になるかと思うんです。

佐藤（治）委員 賃料は今までどおりで。

事務局 今までどおりというのは、私どもは無償でお借りして、そのかわり固定資産税等を免除します。それで区民農園としてはご協力の上でやらせていただいているんですが、生産緑地ではないものですから、行為の制限はかからないということで、一定の期間、あるいは何かご都合があったときにはすぐお返しすることができますので、今のところ宅地化農地を使わせていただいているんです。今後、生産緑地という話になって、例えば区で賃料を払うということになったとしても、生産緑地は、何かありまして、すぐに返還処分ということはできませんし、例えば、貸主の都合で処分したいといったときも、生産緑地の指定を受けていますので、その辺のすみ分けなのかなと私どもは考えています。

佐藤（治）委員 円滑化法によれば、所有者は10分の1の従事日数で買取りの申出ができるんでしょう。

事務局 もちろん買取り申出はできます。

佐藤（治）委員 区の契約を短く1年とかにしていって、そこへ所有者が草取りだとか農地の管理、そういうのに行って1割、300日だと30日ですよ。それをやっていけば、買取り申出もできるということになりますよね。

事務局 ただ、買取り申出をするというのは、生産緑地の買取り申出をするという行為制限を解除するための事由がありますが、故障とか死亡とかは残るんですよ。宅地化農地については、そういう事由は問いません。そもそもないですから、いつでもと言ったら変

ですけれども、いつでも処分とかができるということですので、その間お借りして私どもは固定資産税を減免しましょうという形をとらせていただきながら運営しているものから、その辺ですみ分けるしかないのかなと考えてございます。

佐藤（治）委員 できないことはないですよ。

事務局 できないことはないです。また、生産緑地をお借りしてこういった農園をつくるということになると、相場がどれくらいなのか、妥当な金額がどれくらいなのか正直分からないんですよ。ですので、取引の事例がないですから、幾らが妥当な金額かというのがはっきり見えないところもあって、ある程度の様子見という形になります。ですので、生産緑地を、区で借り上げるように言われても、なかなか実現は難しいのかなと考えているところがございます。

高橋会長 今、農協のやろうとしていることですが、とりあえず生産緑地の耕作ができなくなった方々、病気だとか加齢、お年を召して、そういう方に対してちょっとお手伝いをしようかということなんです。

先程、佐藤委員が言われたように、いわゆる世田谷区にやってもらおうとしていることを農協がやろうと考えている訳なんです。今回の開設者が乗り出してきたときには、貸主側の支援のため、立会人になってみたり、アドバイスをしてみたりするつもりであります。ですから、

高橋（良）委員 今、法律的な問題から見ると、市民農園開設者に追い風が来ている訳ですよ。例えば世田谷区は、宅地化農地を区民農園として貸し出しているじゃないですか。だけれども、今度は生産緑地としてそのまま使ってやったりとか、それもできる訳ですよ。その辺の考えはどうか。

事務局 一部は借りなければいけないところも出てくるのかなというのはありますけれども、今、現実には、先程言ったような形のすみ分けを考えているところがございます。生産緑地を借りてということになりますと、今まで固定資産税の減免とかという形でやらせていただいたのですが、生産緑地にはそういう貸主側にメリットはありません。区からある程度の金額を払ってお借りするということになります。

そうすると、今度は、貸借という考え方じゃなくて賃借という形になりますものですから様々な制限が入ってまいりますので、ちょっと難しいところが出るのかなというところもあります。

高橋（良）委員 でも、そういうふうにしないと太刀打ちできなくなるのでは。

事務局 今、現時点で金額的な面で太刀打ちできるかということ、市民農園開設者がかなりの金額をつり上げてきてしまって、相対の契約ですので、私どもが制限をかける訳にいきませんので、実態としてはかなり難しいのかなと考えております。

真鍋委員 過去に、区民農園がたくさんあったけれども、宅地化農地でなければ、生産緑地で区が区民農園を開設すると相続税納税猶予の対象にならないということで、所有者にお返ししたケースがあった訳じゃないですか。生産緑地の区民農園がどんどんなくなって、宅地化農地のみが今残った。だから、ものすごく区民農園の希望は多く、倍率が高い。しかも、月960円、15㎡、まるっきり違う世界で、当然、夢のような15㎡を使える訳です。それはもともと、この生産緑地法という制度が作った問題なんです。それが今度、一遍に180度取扱が変わって、生産緑地でも貸していいようになってしまったんです。それに、相続税納税猶予を受けた土地も貸していいよと。前、区民農園を作った時点、それから、宅地化農地じゃなければ区民農園にならないという現象、それがまた今回、まるっきり違った状況になってしまったというのが今ですよ。

だから、このことについて、そういうところとはもう勝負にならないとかどうこうというよりも、今の月960円、15㎡でいいのかとか、世田谷区としたって、こういう状況、背景が変わったんだから、今もう1度立ち返って区民農園のあり方を議論すべきだと私は思いますよ。それで、区の見解を1つ示すことが重要だと本当に思います。

それからもう1つ、以前から農業委員会で、去年の9月1日、貸借円滑化法以前の段階でも、今回の開設者は数年前から生産緑地であろうが、相続税納税猶予を受けた土地であろうが、体験農園と称してお金を取りながらやった訳じゃないですか。それは私たち農業委員会の許認可の問題じゃなかったから、農業委員会としても注視していこうというのを何度もここで話し合いましたよ。そこが、法律が変わったらまともに出てきてという流れがずっとあるんですよ。今ここで急に始まったことじゃない。

だから、彼らは実績、蓄積はありますよ。しかも、貸借円滑化法ができる前からやっていたんですよ。これは大変なことですよ。それで、主たる従事者に対することも、前は体験農園とか、主たる従事者が指導者になって手伝っている訳でしょう。という形でやってきた訳じゃないですか。今度は、その人は10分の1の労力でいい。じゃあ何をやるんだ。ここも含めて、彼らはノウハウを持っている。9月1日以前でも人様に貸すという形で体験農園をやった実績を持っているんだから、すごいノウハウを持っていますよ。そこを今、どこをポイントとしてチェックしていくのかというのが今の場だと思うんです。

だから、もう1度、歴史的経過を振り返って、世田谷区としても何ができるのか、農協としても何をしてもらおうのかという課題が本当にたくさんあると思う。だから、先程の質問に対しての区民農園の考え方をもう1回精査してほしいし、またやりましょう。

事務局 特に今回、制度が大きく変わったことによって、今の区民農園はこのままでいいのかという話も当然ございます。例えば生産緑地を借りた場合については利用料をある程度高くするという選択肢もありますし、クラインガルテン的なものを作っていこうという考え方も当然出てくると思いますので、そういったところについては、お話しのとおり精査していかなければいけません。

区といたしましても、今回の貸借円滑化法による制度は、いろいろ疑問点や問題点があり、未だ安定していないなとは思っているところでございます。引続き考えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

高橋会長 いろいろご意見もあるでしょうけれども、今後も話し合いを続けていければと思います。

もう1つは、やはり、農業者に貸し地は作るなどとおっしゃいますが、人に貸すなみたいなことは、私どもで啓蒙していくべきじゃないかと思えます。

もう1つ言いますと、皆様も立場を通じていろいろな場でいろんなふうに話しかけていただきたいと思います。昨日ちょっと国会議員にも意見を述べさせていただきました。皆様方もあらゆる場面で意見を述べていただければと思います。よろしく願いします。

以上でこの案件は終了させていただきます。

上野委員 特定生産緑地の申請なんですけれども、実は私、1つ終了しました。

(狛江市の特定生産緑地の申請手続きについて委員より情報提供)

事務局に参考資料として提出します。

事務局 ありがとうございます。

高橋会長 それでは、以上で総会を終了といたします。

では、職務代理からご挨拶をお願いします。

(会長職務代理者あいさつ)

午後2時35分閉会